

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値(案)に対する意見募集の実施結果について(案)

平成25年 月 日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(2) 意見募集期間

平成25年7月30日(火)～平成25年8月30日(金)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 1通(3件)

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	今回提示された水産基準値案は妥当と思われる。	御意見ありがとうございます。
2	イミベンコナールの藻類に対する試験を実施することについては理解するが、自然界の食物連鎖において、また、化学物質の性質上、藻類に影響を及ぼすとは考えられない農薬の試験に助剤を用いる必要があったのか。自然界においては溶解度以上の濃度にはならないと考えられることから、そのような農薬については助剤を用いず試験を実施するか、試験免除としてはどうか。	<p>農薬は、農作物にむらなく付着させるため界面活性剤等を添加して製剤化されており、自然環境中でも水溶解度以上の濃度で溶解する可能性があります。このため、水産動植物への影響に関する試験では、供試生物に対して毒性が弱く、使用濃度で供試生物に対して有害性が認められず、かつ、被験物質の性質を変えない界面活性剤等の助剤であれば使用することが認められており、水溶解度を超える濃度での試験が実施されています。</p> <p>また、イミベンコナゾールは殺菌剤として散布された際にドリフト等により水系に流出するおそれがあることから、魚類、甲殻類及び藻類の3種の試験結果で毒性評価を実施する必要があると考えております。</p>
3	メソミルのような吸入毒性の強い農薬について、使用上の管理体制の強化を期待する。	<p>環境省では農林水産省及び厚生労働省と連携して吸入毒性の強い農薬のみならず、農薬全般に対して、危害防止運動を農林水産省及び厚生労働省と連携して実施したり、住宅地等における農薬使用についての通知を農林水産省と連名で発出することで、農薬が適正に使用されるよう推進しているところです。</p> <p>いただいたご意見も踏まえ、引き続き農薬の適正使用を推進してまいります。</p>